委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等					
	0	知事		•	市区町村長等	
2.都道府県名			東京都			
3.市区町村名	荒川区					
4.届出番号	14					
5.独自利用事務の事例番 号			94-2			
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynamber/mynumber.html					

執行機関名 荒川区長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの(住宅改修)
番号法別表第1の項	68	
番号法別表第2の項	94	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第6の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負 担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>高齢者</u> に対し、その者の居住する住宅の改修に要する費用 (以下「住宅改修費」という。)を給付することによって、 <u>高齢者の在宅生活の自立を</u> 支援し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要第1条

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要第1条			
事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事 実についての <u>審査に関する事務</u>	高齢者の居住する住宅の改修に要する費用の給付申請に係る事実についての <u>審</u> 査に関する事務			
特定個人情報1					
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 口	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要第3条			
情報提供者	市町村長	市町村長			
提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に 係る市町村民税に関する情報	給付対象者の属する世帯の生計中心者の市町村民税に関する情報			

備老			
rm 5			